

# J A F 関東地域クラブ協議会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協議会は、J A F 関東地域クラブ協議会（以下「JMRC関東」という。）と称する。

(本部・事務局の所在地)

第2条 JMRC関東の本部並びに事務局は、東京都に置く。

(目 的)

第3条 JMRC関東は、JMRC関東を構成するJ A F 登録クラブ及び同団体、並びにJMRC関東が承認したチームおよび個人間の融和を図り、モータースポーツの振興に寄与することを目的とする。

- 1 会員相互の親睦・協和
- 2 情報の相互提供
- 3 会員の互助扶助の確立と実施

## 第2章 活 動

(活 動)

第4条 JMRC関東は、第3条の目的を達成するため、つぎに掲げる活動を行う。

- 1 J A F モータースポーツ部、J A F 関東本部等との連携のもとに行うモータースポーツの振興・普及・広報活動およびJ A F への各種提言、答申、調整の実施。
- 2 交通安全、環境対策、自動車安全対策等、各種対策への提言と研究、実施。
- 3 地域内における振興・普及・調整・交流・規制・統括等、必要とされる事業の推進。
- 4 モータースポーツ各種団体、他地域同種団体との交流・親睦。
- 5 第5条に定める支部間の交流。
- 6 登録会員に対する、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険への団体加入窓口としての役割機能をもたせ、且つ独自のJMRC関東見舞金制度を確立と実施。
- 7 登録会員に対するモータースポーツ登録身分証の発行と管理。
- 8 モータースポーツ参加者（ドライバー・競技役員等）及びインストラクターに係わる身分制度確立の為の施策の実施。
- 9 第3条の目的達成に必要な活動。

## 第3章 組 織

(構 成)

第5条 JMRC関東は、関東甲信越地方における都・県を単位とする支部をもって構成する。

(運 営)

第6条 1 JMRC関東は、別途理事及び監事選任規定より選任された理事により構成する理事会によって運営される。

- 2 理事会は、規約の制定・改定、関連する重要事項等を協議し、本会の最高議決機関とする。
- 3 常任理事会は、理事会の会務を速やかに執行する為に組織し、本会の最高執行機関とする。
- 4 本協議会の日常業務の運営並びに緊急事項が発生した場合は、会長・副会長・理事長・監事が協議の上対応し、決定事項を常任理事会（理事会を含む）に報告する。
- 5 JMRC関東クラブ・団体代表者会議（以下、代表者会議）では、年次の会計・活動の報告を行う。

(役員およびその定数)

第7条 JMRC関東には次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 理事長 必要に応じて置く場合がある
- 3 副会長 若干名
- 4 理事 理事及び監事選任規定による
- 5 常任理事 20名以内
- 6 監事 2名以内

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次のとおり行う。

- 1 会長は、理事会で互選する。
- 2 副会長は、理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 3 理事長は、副会長の中から会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 4 監事は、別途定める理事及び監事選任規定による。

(役員職務)

第9条 役員職務は次の通りとする。

- 1 会長は、JMRC関東を代表する。
- 2 理事長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長欠員のとき、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織する。
- 4 理事会の決議を速やかに執行するために、理事会は、常任理事を指名することができる。
- 5 常任理事は、常任理事会を組織し、会務を執行する。
- 6 監事は、財産の状況および会務執行の状況を監査し、それらに不正の虞あることを発見したときは、理事会にこれを報告する。

(役員任期)

第10条 1 役員任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

- 2 補充、又は増員によって就任した役員任期は、他の同職の役員任期と同時に終了する。
- 3 役員は、任期終了後も、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(解任)

第11条 役員として不適当と認められる事由が生じたとき、会長は、理事会の決議に基づき、また、支部選出の役員の場合は、当該支部の了承を得て解任することが出来る。

## 第4章 会 議

(会 議)

第12条 会議は次の通りとする。

- 1 代表者会議 年間最少1回開催
- 2 理事会 年間最少1回開催
- 3 常任理事会 原則として2ヶ月に1回、もしくは必要と認めた場合随時開催
- 4 専門部会 部会長が必要と認めた場合随時開催
- 5 専門委員会 委員長が必要と認めた場合随時開催
- 6 特別委員会 常任理事会において必要と認めた特別項目に応じて随時開催
- 7 会長副会長会議 会長が必要と認めた時(緊急協議や常任理事会会議の為の立案等)随時開催

(代表者会議)

第13条 代表者会議は、会長が招集する。

会長は、同会議における議長1名と副議長1名を、毎年事前に任命する。議長、副議長の資格は問わない。

尚、何らかの理由で議長を任命しないときは、会長が兼務する。

(理事会並びに常任理事会)

第14条 理事会並びに常任理事会は、会長が招集する。

会長は、同会議における議長1名と副議長2名を事前に任命する。議長及び副議長は、理事の中から選出するものとし、その任期は事業年度における1年単位とする。留任を妨げないが最高で連続した2年を上限とする。

議長及び副議長が、その任に不相当と認められるときは、会長は解任することができる。

何らかの理由で議長を任命しないときは、会長が兼務する。

理事会並びに常任理事会は、その下部機関として、専門部会、専門委員会並びに特別委員会を設けることができる。

(理事会並びに常任理事会における議決)

第15条 理事会並びに常任理事会は、委任状を含めて過半数の出席により成立し、出席理事の過半数で決する。

可否同数の時は、議長が決する。

(専門部会、専門委員会並びに特別委員会)

第16条 JMRC関東に、専門の部会、委員会並びに特別委員会を置くことが出来る。

- 1 部会は、レース部会、ラリー部会、ジムカーナ部会、ダートトライアル部会、ヒストリックカー部会の5部会とする。
- 2 財務委員会及び総務委員会の2委員会を常設の委員会とする。
- 3 特別委員会は、理事会もしくは常任理事会において、対処すべき事由が起きた場合に組織され、目的達成までの期間限定の委員会とする。
- 4 各委員会の委員は、いずれも定数10名以内とし、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 各委員会は、理事会より委任された役務につき執行し、理事会の承認を得る。
- 6 部会並びに委員会の役務は、別に定める。

(議事録)

第17条 議事録には議長が署名し保存する。

## 第5章 会員構成及び資格

(会員)

第18条 会員は次の2つとする。

- 1 団体正会員 JAF登録クラブ・団体、JMRC関東承認チーム  
JAF公認団体  
JAF加盟団体  
JAF準加盟団体  
JAF公認クラブ  
JAF加盟クラブ  
JAF準加盟クラブ  
JMRC関東承認チーム
- 2 賛助会員 モータースポーツ関係会社・関係団体

(会員の義務と権利)

第19条 1 会員は、会費及び対象登録料をJMRC関東に対して支払わなければならない。

2 会員は、JMRC関東見舞金制度運営細則に定める同制度を利用することができる。

会員は、JMRC関東見舞金制度対象者のリストを登録することができる。事故等により見舞

金を受けられるのは、この事前リストにある方のみとする。

- 3 会員が、所属クラブのメンバーを上記リストに登録する場合、個人からのJMRC関東見舞金制度運営細則に定めるJMRC関東登録費と、掛け金を徴収し、JMRC関東に提出する義務を負う。これにより登録者リストが有効になる。

#### (適用資格の有効期間)

- 第20条1 前18条1項・2項の適用資格有効期間は、加入日よりその年の12月31日までとする。但し、次年度、JMRC関東に加盟手続きを完了する間を有効猶予期間とする。最大猶予期間は、当該年度3月末とする。  
前条3項の有効期間は、該当競技会開催期間限定とする。
- 2 加盟日とは、当該クラブ・団体・チームより、JMRC関東事務局に、申込みを送付し、入金された時とする。
  - 3 前年度分担金未払いの場合は、加盟申込みを受付けることができない。

#### (会費及び対象者登録料)

- 第21条 会費、及び対象者登録料は次の通りとし、会員はJMRC関東に対して支払わなければならない。入金を確認した上で、加盟及び登録受付とする。
- 1 団体正会員  
J A F 公認団体 30万円／年間  
J A F 加盟団体 15万円／年間  
J A F 準加盟団体 10万円／年間  
J A F 公認クラブ 10万円／年間  
J A F 加盟クラブ 3万円／年間  
J A F 準加盟クラブ 1万円／年間  
JMRC 関東承認チーム 1万円／年間 (入金金5千円)
  - 2 賛助会員 一口10万円／年間
  - 3 JMRC 関東への個人登録料は、一人年間900円とする。スポーツ安全保険A区分に加入のときは400円とする。
  - 4 ワンイベント会員は、登録料を必要としない。

### 第6章 JMRC関東見舞金制度

#### (対象)

- 第22条 本制度は、次の3つ要件を満たすことにより対象と成る。
- 1 JMRC関東の団体正会員としての要件を満たしていること。
  - 2 対象者のリストの提出
  - 3 対象者の登録費と掛け金が納められていること。

#### (相互互助に関する事項)

- 第23条1 登録者が、JMRC関東見舞金制度運営細則に定める行事において、死亡、怪我などに遭遇した場合に支払われる。
- 2 JMRC関東による、死亡や重度後遺障害等による見舞金最高限度額は500万円である。しかしながら全国共同共済によるリンクしている内容行事(J A F公認競技、及びクローズド競技を基本とする。別途認定されたイベントを含む)においては、同見舞金は全国共同共済によるリンク最高1000万円までとなる。
  - 3 2の場合のJMRC関東の負担金については、全国共同共済規定第9条1の定めによる。

### 第7章 事務局

#### (事務局)

- 第24条 本協議会の事務を処理するため事務局を置く。事務局は常任理事会において選任された事務局長をもって代表とする

## 第8章 会費および会計

(事業年度)

第25条 JMRC関東の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(会費の使途)

第26条 会費は、下記のとおり、本協議会の運営費として使用する。

- 1 団体正会員及び賛助会員の会費は次の経費に充てられる。
  - I. 第4条に定める活動に必要な経費
  - II. JMRC関東各支部運営費
  - III. JMRC関東部会補助金
  - IV. JMRC関東事務局経費
  - V. その他、財務委員会で審議され常任理事会で承認された経費
- 2 団体正会員会費の内50%を支部の運営費に充当する。  
なお、運営費の配分は各支部の所属クラブ・団体数によって割り当てる。
- 3 会費の残金は、翌年度に繰り越すものとする。

(会費の管理)

第27条 JMRC関東の会費は、会長が管理し、その方法については、理事会の定めるところによる。

(監査)

第28条 会長は、事業年度の終了後、会費について監事の監査を受けなければならない。

## 第9章 規約の改定

(規約の改定)

第29条 本規約の改定は、理事会における過半数による議決を必要とする。

## 第10章 細則

(細則)

第30条 本規約に定めるものの他、JMRC関東の事業の運営上必要な当該項目の名前を付した細則は理事会の決議を得て、会長が別に定める。

以上

昭和57年 6月14日制定  
昭和57年 7月 1日施行  
昭和61年 9月26日改定施行  
平成 7年 4月 1日改定  
平成 7年11月 7日改定  
平成 7年12月 1日施行  
平成 8年10月17日改定施行  
平成 9年 5月21日改定施行  
平成16年10月 8日改定  
平成17年 1月 1日施行  
平成18年 2月18日改定施行  
平成19年 7月10日改定  
平成20年 1月 1日施行  
平成20年 2月16日改定施行  
平成21年 2月14日改定施行  
平成22年 2月13日改定施行